

心身障がい児者の福祉サービス

心身に障がいを持つ方の社会・日常生活を送る手助けをするために、さまざまな福祉サービスがあります。

障がい者手帳

サービスの利用には、障がい者手帳などの交付を受ける必要があります。

身体障がい者手帳

対象：視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能、肢体、内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)免疫機能に障がいのある方

療育手帳(みどりの手帳)

対象：知的発達に障がいのある方
障がい認定には児童相談所での判定が必要です。

精神障がい者保健福祉手帳

対象：精神に障がいのある方
障がい認定には、診断書が精神障がい支給事由とする年金証書などの写しが必要です。

障害者自立支援法のサービス

障害者自立支援法の施行により、さまざまなサービスを、原則として費用の1割負担で利用することが出来ます。

利用希望の方は、市役所窓口、相談窓口などを通してサービスの支給の申請をしてください。サービスの内容によっては障がい程度区分の認定が必要になります。

なお、介護保険の対象となる方は、介護保険のサービス(介護や福祉用具の貸与)が優先されます。介護給付：ホームヘルパーの派遣、短期入所など

訓練等給付

就労移行支援など補そ用具の交付・修理(注)：身体機能障がいを補うために必要な補そ用具を交付・修理します。購入前にご相談ください。

地域生活支援事業

日常生活用具の給付(注)：日常生活をしやすくするために必要な生活用具を給付します。購入前にご相談ください。

移動支援事業：円滑に外出できるように、付き添いなどの支援をします。日中一時支援：日中の活動の場を提供し、家族の就労や休息を支援します。

訪問入浴サービス事業：事業者が自宅へ浴槽を持って訪問し、入浴介助を行います。生活ホーム事業：自宅での生活が困難な方に居室の提供をし、生活を支援します。

ガソリン費助成：使用したガソリンの一部を助成します。身体障がい者手帳1・2級、下肢体幹機能障がい

自己所有の自動車を自ら運転する重度心身障がい者、20歳以下の重度心身障がい者のために自動車運転する保護者(福祉タクシー券の交付を受けていない方)

福祉タクシー券の交付：タクシーを利用した時に料金の一部を助成するタクシー券を交付します。

身体障がい者手帳が1・2級の方
療育手帳がA・Aの方
ガソリン費助成を受けていない方

社会参加促進事業：自動車改造費用の助成や手話講習会を開くなど、社会参加を促進します。

コミュニケーション支援事業：手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣をします。

医療費の助成・各種手当

重度心身障がい者医療費の助成：病院などで診療を受けたときに支払った費用の医療保険適用となる一部負担分を助成します。

身体障がい者手帳の等級が1・2・3級に該当する方、65歳以上で後期高齢者医療広域連合等による障害認定を受けた方

療育手帳がA・A・Bの方
精神障がい者保健福祉手帳が1・2級の方で65歳以上の後期高齢者医療に加入している方

特別障害者手当：在宅で身体または精神の重度障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある20歳以上の方に支給します。

障害児福祉手当：在宅の20歳未満の方で、次の状態にある方に支給します。

身体障がい者手帳1級及び2級の一部の方
療育手帳A相当の方
前記と同等の障がい有する方

在宅重度心身障がい者手当：在宅で生活している次のいずれかに該当する方

身体障がい者手帳1級または2級の方
療育手帳AまたはAの方
精神障がい者保健福祉手帳1級の方

超重症心身障がい児
ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の受給者(超重症心身障がい児を除く)は除く。

特別児童扶養手当：20歳未満の、次に該当する在宅重度心身障がい児を養育している方に支給します。

A、Bの一部
各種手当には所得制限等があります。

減免・割引

有料道路通行料金の割引：各高速道路会社などが管理する有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。

身体障がい者本人が運転するとき
重度の身体障がい者・知的障がい者が乗車し、その移動のため介護者が運転する場合

NHK受信料の減免

半額減免：世帯主が次のから
のいずれかに該当する方

障がいの等級が1・2級の方および視覚障がい聴覚障がいをお持ちの方

療育手帳をお持ちの方
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で1級に該当する方

全額減免：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

相談窓口

在宅の障がい者やその家族からの日常生活や社会生活・就業・医療・福祉などの相談に対し、助言や情報提供を行います。

社会福祉課(内線153)
FAX(563)4581

北埼玉障害者生活支援センター
身体に障がいのある方
(羽生市上川俣1486はくちょう園内)

(560)3411
FAX(560)3412

知的・精神に障がいのある方
(羽生市中央347)
水曜日・祝日はお休み
(560)0294
FAX(560)0295

第60回記念埼玉県美術展覧会

出品作品を募集します。出品の際は、開催要項をご確認ください。

会期 5月25日(火)～6月16日(水)

(月曜休館)

午前10時～午後5時30分

金曜日は午後8時まで

会場 県立近代美術館

出品種目 日本画、洋画(版画を含む)、彫刻、工芸、書、篆刻、文字を含む、写真の6部門

(各種目に規格制限あり)

応募資格 15歳以上の県内在住・在勤・在学者(中学生を除く)

出品点数 各種目3点まで

出品手数料 1点につき3000円

搬入期間 5月7日(金)～9日(日)

開催要項・申込書

市生涯学習課にて配布

県のホームページからダウンロード可(埼玉県美術展覧会検索)

お問い合わせ

県教育局生涯学習文化財課

☎048(830)6921

FAX☎048(830)4965

戸田競艇場

県内16市で構成する埼玉県都市競艇組合の収益金の一部は、毎年各市に交付され、市民の皆さまの暮らしに役立っています。

羽生市では、昨年度7000万円
の交付金をいただきました。

3月の開催予定

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
				'10オムロンカップ		
14	15	16	17	18	19	20
				'10オムロンカップ		
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

第27回関東日刊紙競艇記者クラブ杯(2/25～)
G 第23回女子王座決定戦(下関)
SG 第45回総理大臣杯(平和島)
G 戸田グランプリ開設53周年記念

消えるまで
ゆっくり火の元 ならめっ子

1月中の救急と火災

(有)ハイウェイ

救急	188件
火災	3件

羽生市上村君1012-1 電話048-565-0059
消防用設備等点検、施工 地下タンク等定期点検

～小林式特殊手技療法～

受講生募集!

修了証授与、開業希望者は許可認定証授与
NPO法人日本福祉健康指導者協議会認定校

中伝療術学院

学院長・医学博士 小林英男
羽生市中岩瀬803-1 ☎560-3502
お問合せお申込みは、担当・小林、小島まで

木村歯科医院 ☎561-0808
(完全予約制)

インプラントセンター

入れ歯に代わる新しい治療法
インプラントに関するご相談
お受けいたします(無料)

羽生市中央2-7-10(キンカ堂跡地そば)、駐車場完備
http://www.masamasa.net http://www.kimura-implant.com

有料広告